

枚方公園青少年センター条例・施行規則等

平成22年6月議会において、枚方公園青少年センター条例及び同条例施行規則の改正、同使用料に関する規則の制定を行いました。

いずれも、平成22年9月1日から施行し、平成22年12月1日以降の使用について適用します。

《目次》

P 1…「枚方公園青少年センターの運営の見直し」一覧表

P 2…枚方公園青少年センター使用料

【枚方公園青少年センター条例】(改正)

P 3…旧条例

P 6…主要な改正部分の新旧対照表

【枚方公園青少年センター条例施行規則】(改正)

P 9…旧施行規則

P 14…主要な改正部分の新旧対照表

【枚方公園青少年センター使用料に関する規則】(制定)

P 18…枚方公園青少年センター使用料に関する規則

枚方公園青少年センターの運営の見直し

		改正後	現行	
休所日		第4月曜日(休日にかかる場合開所) 年末年始	月曜日、休日 年末年始	
開所時間		午前9時から午後9時	午前9時30分から午後9時 ただし日曜日は、午後5時まで	
使用料 (料金は裏面)		・半数以上が22歳以上で構成される青少年団体は無料 ・上記以外の団体は有料(減免制度有り)	無料	
使用料の減免		生涯学習市民センターと同様の運用 ※青少年センターは半数以上が22歳以下で構成される青少年団体は無料となるため減免対象ではない点異なる。		
利用団体の拡大		政治団体、宗教団体、企業組織等の利用可能(入会費村補助活動・布教活動・営利活動は禁止)	政治団体、宗教団体、企業組織等の利用不可	
個人利用		可能(当日窓口のみ)	不可	
利用申込	下記以外の部屋	同右	・登録時に取得した番号により、使用予定の2か月前の1日～10日の間にインターネット上で希望する日時・部屋の抽選予約を申し込み、15日にコンピューターによる自動抽選が行われて、部屋の予約が確定。 ・抽選終了後の空室については、利用日の6週間前日から予約。	
	音楽室	青少年団体優先申込 ※青少年団体は同右(従前どおり)、一般団体は、利用日の4週間前申込		
	ホール	イベント以外	同右	
		イベント時	・申込については同右(従前どおり) 一般団体と重複の申込、青少年団体優先	ホール(兼給水の第2集金室を含む)でのイベントについては、2か月前の1日～10日の間に、窓口のみで受付。※重複した場合は抽選。

枚方公園青少年センター使用料

室名	㎡	区分	時間	使用料 (円)
第1音楽室	24.0	9:00~12:00	3	300
		12:15~15:00	2.75	300
		15:15~18:00	2.75	300
		18:15~21:00	2.75	300
第2音楽室	25.0	9:00~12:00	3	300
		12:15~15:00	2.75	300
		15:15~18:00	2.75	300
		18:15~21:00	2.75	300
第3集会室 【基本ホール控室】	47.4	9:00~12:30	3.5	700
		13:00~17:00	4	800
		17:30~21:00	3.5	700
ホール	193.0	9:00~12:30	3.5	2,800
		13:00~17:00	4	3,200
		17:30~21:00	3.5	2,800
第1集会室	63.8	9:00~12:30	3.5	900
		13:00~17:00	4	1,100
		17:30~21:00	3.5	900
和室	51.4	9:00~12:30	3.5	600
		13:00~17:00	4	900
		17:30~21:00	3.5	800
料理実習室 【茶工作室】	51.3	9:00~12:00	4	800
		13:30~17:00	3.5	800
		17:30~21:00	3.5	800
図書室	7.5	9:00~12:30	3.5	100
		13:00~17:00	4	100
		17:30~21:00	3.5	100

※生涯学習市民センター「㎡1時間単価基準4.20円」を参照

○枚方市立枚方公園青少年センター条例

昭和49年5月30日

条例第33号

(設置)

第1条 本市は、青少年に学習と憩いの場を与え、その青少年活動を助成し、健全な育成を図るため、枚方市立枚方公園青少年センター(以下「センター」という。)を設置する。

(昭54条例29・昭63条例16・平17条例45・一部改正)

(位置)

第2条 センターの位置は、枚方市伊加賀東町6番8号とする。

(平17条例45・全改)

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の各種サークル活動を育成し、及び指導すること。
- (2) 青少年の教養文化を高める諸行事を開催すること。
- (3) センターの施設を青少年その他のものの活動の用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に資するために必要な事業を実施すること。

(昭63条例16・追加)

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(昭63条例16・追加)

(使用できるものの範囲)

第5条 センターを使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) あらかじめ利用団体として教育委員会(以下「委員会」という。)の登録を受けた団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が認めたもの

(昭63条例16・追加)

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとするもの(以下「使用申込者」という。)は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に当たつて条件を付することができる。

(昭63条例16・追加)

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用申込者又はセンターの使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) センターの使用により公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあるとき。

(3) センターの使用により施設又は設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める不適当な事由があるとき。

(昭63条例16・追加)

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はセンターを他のものに使用させてはならない。

(昭63条例16・追加)

(施設の変更禁止等)

第9条 使用者は、センターの施設に変更を加え、又は設備を付加してはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(昭63条例16・追加)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭63条例16・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 枚方市市民会館条例(昭和40年枚方市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和54年10月9日条例第29号〕

この条例は、公布の日から施行し、〔中略〕、昭和54年10月1日から適用する。

附 則〔昭和63年9月19日条例第16号〕

この条例は、教育委員会規則で別に定める日から施行する。

〔平成元年教委規則第14号で、同元年10月31日から施行〕

附 則〔平成2年3月9日条例第5号〕

この条例は、教育委員会規則で別に定める日から施行する。

〔平成2年教委規則第5号で、同2年4月1日から施行〕

附 則〔平成17年6月17日条例第45号〕

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>（利用の手続）</u></p> <p>第3条 センターの利用者は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 第4条第1項</p> <p>② 12月31日から翌年度の1月31日までの日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、利用申し込みが前項の規定に準ずる条件（昭和49年法律第102号）に規定する利用に相当する条件にあっては、当該日は、 적용しない。</p> <p>3 センターの利用時間は、午前8時から午後8時までとする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、取寄設備（以下「取寄せ」という。）が、特定の目的がある上預けるときは、センターの休館日（開館時間表を同時に閲覧することができる。）</p> <p><u>（利用の許可）</u></p> <p>第4条 センターを利用しようとするものは、取寄せ設備で定めるところにより、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。この場合において、委員会は、センターの使用について、利用しようとするものの区分に応じて利用の制限を定めることができる。</p> <p>2 委員会が、センターの取寄せ設備上取寄せるときは、前項の許可に準じて条件を付することができる。</p> <p><u>（利用の制限）</u></p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないものとする。</p>	<p><u>（利用によるものの制限）</u></p> <p>第3条 センターを利用するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① あらかじめ利用回数として取寄せ設備（以下「取寄せ」という。）の登録を受けなければならない。</p> <p>② 勝手に取り上げるものほか、委員会が定められたものとする。</p> <p><u>（利用の手続）</u></p> <p>第4条 センターを利用しようとするものは、以下「利用申込書」という。と、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に当たって条件を付することができる。</p> <p><u>（利用の制限）</u></p> <p>第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する上認められる場合は、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を撤回し、撤回しは委員の権限によるものとする。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>① 別の利用又は用途を確保するおそれがあるとき。</p> <p>② センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>③ 取寄せ設備の取寄せに異常な状態に陥りおそれがあるとき。</p> <p>④ 取寄せ設備を正常に稼働せしめようとするとき。</p> <p>⑤ 人命、取寄せ設備の損滅その他の重大な被害を生ずるおそれがあるとき。</p> <p>⑥ 取寄せ設備上危険があるとき。</p> <p>⑦ 取寄せに起因する場合は、委員会が不審だと認めるとき。</p> <p><u>（物品の取寄せの許可）</u></p> <p>第6条 センターの取寄せの許可を受けたもの（以下「取寄せ」という。）は、センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>① 物品の取寄せの取寄せに準ずる行為</p> <p>② 取寄せの取寄せの取寄せ</p> <p>③ 取寄せに準ずるものほか、委員会が管理運営上必要と認めるとき。</p> <p><u>（利用料の徴収）</u></p> <p>第7条 利用者は、別に定める利用料を納付しなければならない。ただし、</p>	<p>委員会によるものである。</p> <p>① 利用の許可又はセンターの取寄せ設備を管理するもの（以下「取寄せ」という。）がその取寄せについては必要に応じて取寄せ設備及びこれらに準ずる物等に取寄せしなくてはならない。</p> <p>② センターの取寄せによりおそれある取寄せは、委員会に認められるとき。</p> <p>③ センターの取寄せにより取寄せ設備を損壊し、取寄せは滅失し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>④ 勝手に取り上げるものほか、取寄せ設備を損壊するおそれがあるとき。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>し、主に22歳以下の者で構成する市内に所在する団体で、主に当該22歳以下の者が文化学習活動に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 使用料は、センターの使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市規則で定めるときは、センターの使用の開始までに納付することができる。</p> <p>(使用料の滞付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、滞付しない。ただし、市長は、市規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を滞付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、市規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(4) 災害その他緊急やむを得ない理由により委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はセンターを他</p>	<p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はセンターを他</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。</p> <p>(施設の変更禁止等)</p> <p>第15条 使用者は、センターの施設に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 使用者は、使用を終了したときは、直ちにセンターの施設及び設備を原状に復さなければならない。第13条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第17条 使用者は、センターの施設又は設備に損害を生じさせたときは、委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 センターにおいて、本市の責めに帰さない理由により使用者の展示物若しくは設備が損傷し、又は滅失した場合においては、本市は、その損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則(使用料に関する事項については、市規則)で定める。</p>	<p>のものに使用させてはならない。</p> <p>(施設の変更禁止等)</p> <p>第9条 使用者は、センターの施設に変更を加え、又は設備を付加してはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

新 (改正後)		旧 (現 行)			
別表 (第10条関係)					
1 第1音楽室及び第2音楽室の使用料					
区 分	金 額				
	午 前	午後 A	午後 B	夜 間	
	午前9時から正午まで	午後0時から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	
第1音楽室	300円	300円	300円	300円	
第2音楽室	300	300	300	300	
備考					
1 市内に、在住し、在職し、若しくは在学する者又は所在する団体 (市規則で定めるものに限る。) 以外のものが使用する場合における使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。					
2 同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。					
2 第1集会室等の使用料					
区 分	金 額				
	午 前	午 後	夜 間		
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで		

新 (改正後)		旧 (現 行)	
第1集会室	900円	1,100円	900円
第2集会室	700	800	700
ホ ー ル	2,800	3,200	2,800
和 室	800	900	800
編 集 室	100	100	100
備考 1の表備考の規定は、この表について適用する。			
3 料理実習室の使用料			
区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から午後1時まで	午後1時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
料理実習室	900円	800円	800円
備考 1の表備考の規定は、この表について適用する。			

○枚方市立枚方公園青少年センター条例施行規則

昭和61年3月17日

教委規則第4号

枚方市青少年センター規則(昭和41年枚方市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立枚方公園青少年センター条例(昭和49年枚方市条例第33号、以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平元教委規則15・平17教委規則8・一部改正)

(開所時間)

第2条 枚方市立枚方公園青少年センター(以下「センター」という。)の開所時間は、午前9時30分から午後9時(日曜日は、午後5時)までとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。

(平元教委規則15・旧第3条繰上・一部改正、平4教委規則2・平17教委規則8・一部改正)

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 月曜日
- (3) 12月30日から翌年1月4日まで

(平元教委規則15・旧第4条繰上・一部改正)

(登録資格)

第4条 条例第5条第1号の登録を受けることができる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 主として本市内に在住し、在職し、又は在学する青少年で構成する団体
- (2) 主として本市内に在住し、在職し、又は在学する者で構成する団体で、教育長が適当と認めるもの

(平17教委規則8・全改)

(登録の手続)

第5条 条例第5条第1号の登録を受けようとする団体は、枚方市立枚方公園青少年センター利用団体登録申込書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当

であると認めるときは、枚方市立枚方公園青少年センター利用団体登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付する。

(平元教委規則15・旧第6条繰上・一部改正、平17教委規則8・一部改正)

(登録証の有効期間)

第6条 登録証の有効期間は、その交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(平14教委規則14・全改)

(登録の取消し)

第7条 教育長は、登録証の交付を受けた団体が条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

(平元教委規則15・追加)

(使用許可の手続)

第8条 条例第6条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとするものは、枚方市立枚方公園青少年センター使用申込書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録証の交付を受けた団体は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用許可の申込みを行うことができる。

3 前2項の規定による使用許可の申込みは、使用日の属する月の前々月の1日から10日までの間において行うことができる。この場合における使用許可を受けるものの決定は、当該期間内に使用許可の申込みを行ったものによる抽選(使用許可の申込みを行ったものが複数いない場合にあつては、当該使用許可の申込みを行ったものとする。)によるものとする。

4 前項後段の規定による使用許可の決定が行われなかつた使用区分に係る使用許可の申込みは、使用日の6週間前の日(その日が休所日に当たるときは、その翌日)から行うことができる。

5 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合における使用許可の申込みの時期については、別に定めるところによる。

6 教育長は、使用許可をしたときは、枚方市立枚方公園青少年センター使用許可書(様式第4号)を交付する。

(平元教委規則15・全改、平14教委規則14・平17教委規則8・一部改正)

(使用の制限事由)

第9条 条例第7条第4号の不適當な事由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 営利行為、政治活動又は宗教活動を目的としてセンターを使用しようとするとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるとき。

(平元教委規則15・全改)

(使用の中止)

第10条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、センターの使用を中止しようとするときは、あらかじめ、枚方市立枚方公園青少年センター使用中止届出書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、センターの使用中止の届出を行うことができる。

3 第1項の届出書には、第8条第6項の許可書を添付しなければならない。

(平14教委規則14・追加、平17教委規則8・一部改正)

(原状回復)

第11条 センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したものは、直ちに教育長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(平元教委規則15・全改、平14教委規則14・旧第10条繰下)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平14教委規則14・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則〔平成元年10月31日教委規則第15号〕

- 1 この規則は、平成元年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の枚方市立青少年センター設置条例施行規則の規定に基づきされた申込みその他の行為は、改正後の枚方市立青少年センター条例施行規則の規定によりされた申込みその他の行為とみなす。
- 3 改正後の様式第1号から様式第3号までの規定にかかわらず、改正前の様式については、当分の間、使用することができる。

附 則〔平成4年2月21日教委規則第2号〕

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年3月30日教委規則第4号〕

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の〔中略〕枚方市立青少年センター条例施行規則〔中略〕の様式については、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則〔平成14年1月28日教委規則第1号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の様式により作成した申請書その他の用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の次の各号に掲げる規則の様式により作成した申請書その他の用紙として使用することができる。
 - (1) 枚方市教育委員会所管に係る財産及び公の施設使用規則
 - (2) 枚方市交通災害遺児奨学金条例施行規則
 - (3) 枚方市立公民館条例施行規則
 - (4) 枚方市立市民センター条例施行規則
 - (5) 枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則
 - (6) 枚方市立青少年センター条例施行規則
 - (7) 枚方市立教育文化センター条例施行規則
 - (8) 枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則
 - (9) 枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則
 - (10) 枚方市教育委員会後援規則
 - (11) 枚方市野外活動センター条例施行規則
 - (12) 枚方市奨学金条例施行規則
 - (13) 市立枚方市民ギャラリー条例施行規則
 - (14) 枚方市立文化財保護条例施行規則
 - (15) 枚方市立市民体育館条例施行規則
 - (16) 教育文化センターパーソナルコンピュータの使用に関する規則
 - (17) 枚方市立テニスコート条例施行規則

附 則〔平成14年12月25日教委規則第14号抄〕

- 1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の枚方市立公民館条例施行規則、枚方市立市民センター条例施行規則及び枚方市立青少年センター条例施行規則(使用許可及び使用中止の届出に関する部分に限る。)は、平成15年6月1日以後の使用に係る使用許可について適用し、同日前の使用に係る使用許可については、なお従前の例による。

- 3 改正前の枚方市立公民館条例施行規則、枚方市立市民センター条例施行規則及び枚方市立青少年センター条例施行規則の様式については、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則〔平成17年7月29日教委規則第8号〕

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
	<p>(開所時間)</p> <p>第2条 枚方市立枚方公園青少年センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前9時30分から午後9時（日曜日は、午後5時）までとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 月曜日</p> <p>(3) 12月30日から翌年1月4日まで</p> <p>(登録資格)</p> <p>第4条 条例第5条第1号の登録を受けることができる団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 主として本市内に在住し、在職し、又は在学する青少年で構成する団体</p> <p>(2) 主として本市内に在住し、在職し、又は在学する者で構成する団体で、教育長が適当と認めるもの</p> <p>(登録の手続)</p> <p>第5条 条例第5条第1号の登録を受けようとする団体は、枚方市立枚方</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(使用許可の手続)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、枚方市立枚方公園青少年センター使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用許可の申請を行うことができる。</p>	<p>公園青少年センター利用団体登録申込書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、枚方市立枚方公園青少年センター利用団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。</p> <p>(登録証の有効期間)</p> <p>第6条 登録証の有効期間は、その交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>第7条 教育長は、登録証の交付を受けた団体が条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(使用許可の手続)</p> <p>第8条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、枚方市立枚方公園青少年センター使用申込書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録証の交付を受けた団体は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、使用許可の申込みを行うことができる。</p> <p>3 前2項の規定による使用許可の申込みは、使用日の属する月の前々月の1日から10日までの間において行うことができる。この場合における使用許可を受けるものの決定は、当該期間内に使用許可の申込みを行ったものによる抽選（使用許可の申込みを行ったものが複数ない場合に</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(申請の時期)</p> <p>第3条 前条の規定による使用許可の申請は、次項第1号に定めるものに限りに、使用日の属する月の前々月の1日から10日までの間において行うことができる。この場合における使用許可を受けるものの決定は、当該期間内に当該使用許可の申請を行ったものによる抽選（当該申請を行ったものが複数ない場合にあっては、当該申請を行ったものとする。）によるものとする。</p> <p>2. 前項後段の規定による使用許可の決定が行われなかった使用区分に係る使用許可の申請は、次の各号に掲げる申請しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休所日に当たるときは、その翌日）から行うことができる。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの 使用日の6週間前の日</p> <p>(2) 企業組織等及び主に政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体 使用日の4週間前の日</p>	<p>あつては、当該使用許可の申込みを行ったものとする。）によるものとする。</p> <p>4. 前項後段の規定による使用許可の決定が行われなかった使用区分に係る使用許可の申込みは、使用日の6週間前の日（その日が休所日に当たるときは、その翌日）から行うことができる。</p> <p>5. 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合における使用許可の申込みの時期については、別に定めるところによる。</p> <p>6. 教育長は、使用許可をしたときは、枚方市立枚方公園青少年センター使用許可書（様式第4号）を交付する。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(3) 個人又は主に市民以外の者で構成する団体 使用日当日</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、前項第1号に該当するもののうち、主に22歳以下の者で構成する市内に所在する団体（以下「青少年団体」という。）以外のものが行う音楽室の使用許可の申請は、青少年団体について前2項の規定による使用許可の申請に対する決定が行われなかった使用区分に限り、使用日の4週間前の日（その日が休所日に当たるときは、その翌日）から、行うことができる。</p> <p>4. 前3項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合における使用許可の申請の時期については、別に定めるところによる。</p> <p>(使用者ID番号の付与)</p> <p>第4条 教育長は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、枚方市立枚方公園青少年センター（以下「センター」という。）の使用許可の申請を行おうとするものに対し、使用者ID番号を付与することができる。この場合において、当該使用者ID番号の付与を受けようとするものは、あらかじめ、枚方市立枚方公園青少年センター使用者ID番号付与申込書（様式第2号）を教育長に提出するものとする。</p> <p>2. 教育長は、前項の申込書が提出された場合において適当であると認めるときは、当該申込みを行ったものに対し、枚方市立枚方公園青少年センター使用者ID番号証（様式第3号）を交付する。</p> <p>3. 第1項の使用者ID番号の有効期間は、前項の番号証の交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。</p> <p>4. 第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、同項の申込書に</p>	

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、教育長にその旨を申し出なければならない。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 教育長は、第2条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、<u>適当と認めるときは、当該申請を行つたものに対し、枚方市立枚方公園青少年センター使用許可書(様式第4号)を交付する。</u></p> <p>(使用の中止)</p> <p>第6条 前条の規定による使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、センターの使用を中止しようとするときは、あらかじめ、<u>枚方市立枚方公園青少年センター使用中止届出書(様式第5号)</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者のうち、<u>第4条第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、センターの使用の中止の届出を行うことができる。</u></p> <p>3 第1項の届出書には、<u>前条の許可書を添付しなければならない。</u></p> <p>(特別の設備の設置等)</p>	<p>(使用の制限事由)</p> <p>第9条 条例第7条第4号の不適當な事由は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>営利行為、政治活動又は宗教活動を目的としてセンターを使用しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用の中止)</p> <p>第10条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、センターの使用を中止しようとするときは、あらかじめ、<u>枚方市立青少年センター使用中止届出書(様式第5号)</u>を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、使用者は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、<u>センターの使用中止の届出を行うことができる。</u></p> <p>3 第1項の届出書には、<u>第8条第6項の許可書を添付しなければならない。</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>第7条 使用者は、センターの施設の変更、特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用の許可を受けようとするときは、<u>その内容を記載した仕様書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育長は、前項の許可をするに当たっては、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。</p> <p>(定員)</p> <p>第8条 センターの施設の定員は、別表のとおりとする。ただし、センターの管理運営上支障がない場合において、教育長が特に認めるときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第9条 使用者又は入館者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、教育長にその旨を届け出て、<u>その指示を受けなければならない。</u></p> <p>(使用者等の遵守事項)</p> <p>第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>センターの使用の開始時及び終了時に、係員にその旨を申し出ること。</u></p> <p>(2) <u>第5条の許可書を携帯し、係員からの求めがあつたときは、これを提示すること。</u></p> <p>(3) <u>善良な管理者の注意をもつてセンターを使用すること。</u></p> <p>(4) <u>使用許可を受けていないセンターの施設を使用しないこと。</u></p> <p>(5) <u>使用許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。</u></p> <p>(6) <u>センター内において、次に掲げる行為をしないこと。</u></p>	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>イ 他の使用者及び入館者に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為</p> <p>ロ 教育者の承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び入館者にそれらの物を配布する行為</p> <p>ハ 利用許可を受けたセンターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為</p> <p>ニ 所定の場所以外の場所で教育者の承認を受けずに、飲食し、又は火気を使用すること。</p> <p>ホ 所定の場所以外の場所で喫煙すること。</p> <p>ヘ 前各号に定めるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。</p> <p>2 入館者は、前項第3号、第4号、第6号及び第7号に規定する事項を遵守しなければならない。</p> <p>（入館の制限）</p> <p>第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。</p> <p>① センターの施設又は設備を損傷し、又はそのおそれのある者</p> <p>② 前条第1項第5号イからオまでに規定する行為を行い、又はそのおそれのある者</p> <p>③ 前2号に定めるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者</p> <p>（補則）</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>（原状回復）</p> <p>第11条 センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したものは、直ちに教育長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。</p> <p>（補則）</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																		
<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="258 1272 804 1570"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1音楽室</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>第2音楽室</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>演習室</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定 員	第1音楽室	10人	第2音楽室	10	第1集会室	50	第2集会室	30	ホール	150	図書室	30	演習室	3	料理実習室	21	
区 分	定 員																		
第1音楽室	10人																		
第2音楽室	10																		
第1集会室	50																		
第2集会室	30																		
ホール	150																		
図書室	30																		
演習室	3																		
料理実習室	21																		

枚方市立枚方公園青少年センター使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立枚方公園青少年センターの使用料（以下「使用料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 枚方市立枚方公園青少年センター条例（昭和49年枚方市条例第33号。以下「条例」という。）第10条第2項ただし書の規定により枚方市立枚方公園青少年センターの使用の開始までに使用料を納付することができる場合は、枚方市立枚方公園青少年センター条例施行規則（昭和61年枚方市教育委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）第2条第2項の規定により使用許可の申請がされた場合とする。

(使用料の還付)

第3条 市長は、施行規則第5条の規定による使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第11条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 施行規則第6条第1項又は第2項の届出を使用日の前日までに行ったとき 全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、枚方市立枚方公園青少年センター使用料還付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、枚方市立枚方公園青少年センターの使用（施行規則第3条第2項第2号及び第3号に掲げるものに係るものを除く。）について次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第12条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

- (1) 主に次に掲げる障害者（児）で構成する団体が使用するとき 半額

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者

ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和23年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者

- (2) 枝区コミュニティ協議会又は自主防災組織が使用するとき 半額

- (3) 行政と協働して実施する企画事業又はまちづくり事業のために使用するとき 全額

(4) 本市、本市教育委員会その他本市の機関が公用で使用するとき 全額

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとするものは、枚方市立枚方公園青少年センター使用料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、同項第4号の理由によるときは、この限りでない。

（使用料の額が2倍とならない団体）

第5条 条例別表1の表備考1の市規則で定めるものは、施行規則第3条第2項第1号に掲げるものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則〔平成22年7月5日公布〕

この規則は、平成22年9月1日から施行し、平成23年12月1日以後の使用について適用する。